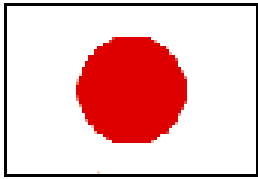


源泉所得税の改正のあらまし



日独新租税協定関係



平成 28 年 10 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
- 源泉所得税の納付は電子納税で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」(以下「新協定」といいます。)が平成 28 年 10 月 28 日に発効し、源泉所得税については平成 29 年 1 月 1 日から適用が開始されることになりました。

この新協定は、1967 年に発効した現行の「所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」(1980 年及び 1984 年に一部改正が発効。以下「旧協定」といいます。)を全面的に改正するものであり、両国間の投資交流を一層促進するため、配当、利子及び使用料の投資所得について、これらの所得が生じた締約国(以下「源泉地国」といいます。)における免税の対象を拡大するとともに、租税回避行為を防止するための規定を導入しています。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、新協定やこのパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成 28 年 10 月 28 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 新協定では、配当、利子、使用料に対する源泉地国における課税が減免されました。

相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料について源泉地国における限度税率が、次のとおり軽減・免除されました。

【配当】

- (1) 旧協定では、源泉地国における限度税率は、いわゆる親子会社間配当(旧協定では、議決権割合 25%以上で一定の要件を満たす子会社からの配当をいいます。)については 10%、それ以外の配当については 15%とされていました。
- (2) 新協定では、親子会社間配当の源泉地国における限度税率は、配当の受益者が、その配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする 6 か月の期間を通じ、その配当を支払う法人の議決権のある株式の 10%以上を直接に所有する法人(組合を除きます。)である場合には、5%とされました。

さらに、親子会社間配当のうちでも、配当の受益者が、その配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする 18 か月の期間を通じ、その配当を支払う法人の議決権のある株式の 25%以上を直接に所有する法人(組合を除きます。)である場合については、源泉地国において免税とされました。

また、これらの配当以外の配当については、源泉地国における限度税率は 15%とされました。

		改正前		改正後	
配 当	親子会社間配当	持株割合 25%以上で一定の要件を満たすもの	10%	持株割合 25%以上で一定の要件を満たすもの	免 税
				持株割合 10%以上 25%未満で一定の要件を満たすもの	5 %
	上記以外の配当	15%	15%		

【利子】

- (1) 旧協定では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対する源泉地国における限度税率は10%とされていますが、中央銀行等に支払われる利子に対しては免税とされていました。
- (2) 新協定では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、源泉地国において原則免税とされました。

ただし、いわゆる利益連動型の利子については、日本の法令に従って課税されます。

なお、ここでいう「利益連動型の利子」とは、次の①又は②の利子をいいます。

① 利子の額が次のものを基礎として算定される利子

- (a) 債務者又はその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入
- (b) 債務者又はその関係者の有する資産の価値の変動
- (c) 債務者又はその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金

② ①の利子に類する利子

(注) 「利子」とは、担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わず、全ての種類の信用に係る債権から生じた所得をいいます。特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含みます。）及び他の所得でその所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいいます。なお、上記【配当】に該当する所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、「利子」には該当しないこととされています。

		改正前	改正後
利	子	10%	原則免税

【使用料】

- (1) 旧協定では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対する源泉地国における限度税率は10%とされていました。
- (2) 新協定では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、源泉地国において免税とされました。

(注) 「使用料」とは、①文学上、芸術上又は学術上の著作物（映画フィルムを含みます。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用又は使用の権利の対価として受領される全ての種類の支払金、②産業上、商業上又は学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいいます。

		改正前	改正後	
使	用	料	10%	免税

【適用手続等について】

ドイツの居住者が支払を受ける源泉徴収の対象となる所得について新協定の適用を受ける場合には、平成29年1月1日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書に特典条項に関する付表（添付書類を含みます。）を添付して、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

(注) 配当、利子、使用料以外の所得について新協定の適用を受ける場合についても上記書類の提出が必要となりますので注意が必要です。

2 新協定の特典を受けるためには、新協定の相手国の居住者は、その特典を定める各条項の要件を満たすとともに、いわゆる特典条項に定める一定の条件を満たさなければならないこととされました。

- (1) 旧協定では、相手国の居住者であれば、各条項の要件を満たすことにより、租税協定による租税の減免を受けることができます。
 - (2) 新協定では、配当に対する源泉地国課税について免除を導入するとともに軽減の範囲を拡大したこと並びに利子及び使用料に対する源泉地国免税を導入したことから、第三国居住者が形式的に相手国の居住者となることにより新協定の特典を濫用する可能性が増大することが予想されます。このため、そのような濫用を防止するため、新協定の特典を受けるためには、受益者は相手国の居住者であるとともに、その者がいわゆる特典条項に定められた所定の条件を満たさなければならないこととされました。
 - イ 一方の締約国の居住者である(イ)個人、(ロ)相手国の政府、相手国の州の政府若しくは相手国の地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、ドイツ連邦銀行又は相手国の政府、相手国の州の政府若しくは相手国の地方政府若しくは地方公共団体が直接・間接に全面的に所有する者、(ハ)一定の公開法人、(ニ)一定の年金基金又は年金計画、(ホ)その一方の締約国の法令に基づいて設立された者であって、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（その一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限り）、(ヘ)個人以外の者で一定の要件を満たす者、のいずれかに該当する者は「適格者」に該当し、かつ、新協定の関連する規定に定める要件を満たす場合に限り、各課税年度において、新協定に基づく全ての特典を受けることができます(適格者基準)。
 - ロ 「適格者」に該当しない相手国の居住者であっても、取得する所得に関して、新協定の関連する規定に定める要件を満たし、かつ、次のいずれかの場合に該当するときには、新協定に基づく特典を受けることができます(派生的受益基準)。
 - (イ) その所得を直接に取得したならば、新協定に基づき同等又は有利な特典を受けることができる者が、その相手国の居住者の議決権のある株式その他の受益に関する持分の65%以上を直接・間接に所有する場合
 - (ロ) その所得を直接に取得したならば、新協定又はその所得が生ずる締約国が第三国との間で締結した協定に基づき同等又は有利な特典を受けることができる者が、その相手国の居住者の議決権のある株式その他の受益に関する持分の90%以上を直接・間接に所有する場合
 - ハ 「適格者」に該当しない一方の締約国の居住者であっても、他方の締約国内において取得する所得に関して、次の(イ)から(ハ)までの要件を満たす場合には、新協定の特典を受けることができます(事業活動基準)。
 - (イ) その一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、その事業には、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。)は含まれません。
 - (ロ) その所得が、(イ)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。
 - (ハ) 新協定の特典を受けるために、新協定の関連する規定の要件を満たすこと。
- (注) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は他方の締約国内で事業を行う第9条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者からその他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、一方の締約国内において行う事業が、一方の締約国の居住者又は関係を有する者がその他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものである必要があります。事業が実質的であるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断されます。
- なお、ある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たっては、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなします。一方の者が他方の者の受益に関する持分の50%以上を直接・間接に所有する場合(親子会社等)又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の50%以上を直接・間接に所有する場合(兄弟会社等)には、一方の者と他方の者は、関連するものとされます。
- ニ 一方の締約国の居住者が、適格者に該当せず、かつ、派生的受益基準又は事業活動基準の規定により新協定の特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、その他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従って、その居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が新協定の特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定したときは、新協定に基づく全ての特典又はその他方の締約国において取得する所得について新協定に基づく特典を受けることができます(権限のある当局による認定)。

3 新協定では、課税上存在しないものとして取り扱われる団体等に関する規定が設けられました。

いずれか一方の締約国の租税に関する法令において、全面的に又は部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体等によって又はこのような団体等を通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上、一方の締約国の居住者の所得として扱われる限りにおいて、一方の締約国の居住者の所得とみなすこととされました。

(注) 「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令において、団体等の所得の全部又は一部について、その団体等に対してではなく、その団体等の持分を有する者に対して租税が課される場合をいいます。

4 新協定では、匿名組合契約等に関連して匿名組員が取得する所得など、日本の国内法により租税を課することができる所得に関する規定が設けられました。

日本国内で生ずる次の所得又は収益に対しては、日本において租税を課することができることとされました。

- (1) 匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組員が取得する所得又は収益
- (2) 課税所得の計算上、受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当
- (3) 利益連動型の利子

5 新協定は、源泉所得税に関するものについては、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されることとなりました。

新協定は、日本の源泉徴収に関するものについては、**平成 29 年 1 月 1 日以後支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成 29 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 29 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談センターにおたずねください。



この社会あなたの税がいきている